

長崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画に定める2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロのまちの実現を目的としたゼロカーボンシティ長崎の実現に資するため、脱炭素先行地域内における温室効果ガスの排出量削減に資する設備を導入する者に対し、予算の範囲内において、長崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）の定めるところによる。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国実施要領別紙1に掲げる要件並びに地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領の一部を改正する要領（令和7年環地域事発第2503102号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同要領による改正前の国実施要領の規定の要件及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領の一部を改正する要領（令和8年環地域事発第2603313号）第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同要領による改正前の国実施要領の規定の要件を満たす次に掲げる設備を整備する事業とする。

(1) 太陽光発電設備（ソーラーカーポート及び建材一体型太陽光発電設備を除く。）

(2) 蓄電池

(3) 既存住宅断熱改修

(4) 高効率空調機器

(5) 高効率照明機器

(6) 高効率給湯器

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、脱炭素先行地域（脱炭素先行地域に選定された本市の計画において対象とする地域をいう。）において補助対象事業を実施する者とする。ただし、前条第1号に掲げる設備の整備であって、オフサイトPPAにより実施する事業である場合にあっては、株式会社ながさきサステナエナジーを補助対象者とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

）は、補助対象事業に係る国実施要領別表第1に掲げる経費（事務費を除く。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、第3条第3号に掲げる設備を整備する場合の補助金の額は、国実施要領別紙1に掲げる上限額を上限とする。

（交付の申請）

第7条 規則第22条の規定により、補助金の交付の申請は、規則第3条第1項の申請書に代えて、長崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

2 規則第3条第1項の期日は、補助対象事業を行う年度の3月末日とする。

3 規則第3条第1項第1号の事業計画書は、長崎市脱炭素先行地域づくり事業計画書（第2号様式）とする。

4 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、別表第1のとおりとする。

5 規則第3条第2項の規定により、補助対象者が個人である場合にあっては同条第1項第2号から第4号の2までの書類、補助対象者が法人等である場合にあっては同条第1項第2号から第4号までの書類の添付は、省略させるものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第5条第1項第4号の市長が必要があると認める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) 補助対象者は、事業の実施に係る契約相手方を2者以上の見積合せの方法により選定すること。ただし、当該方法により難い事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

(2) 補助対象者が個人の場合にあっては、補助対象事業を実施した設備に係る使用電力を全て再生可能エネルギーによって発電された電力にて賄うよう努めること。

(3) 補助対象者が事業者の場合にあっては、補助対象事業を実施した設備に係る使用電力を実績報告までに全て再生可能エネルギーによって発電された電力にて賄うこと。

- (4) 補助対象者が法人であるときは、当該法人のホームページ等に本補助事業の概要、本補助金により整備した設備の写真等を掲示し、本市が行う本補助事業の周知に協力するよう努めること。

(交付及び不交付の決定)

第9条 規則第22条の規定により、補助金の交付の決定の通知は、規則第6条第1項の補助金等交付決定通知書に代えて、補助金交付決定通知書(第3号様式)を用いるものとする。

- 2 規則第6条第2項に規定する補助金を交付することが不相当と認めたときの通知は、補助金不交付決定通知書(第4号様式)を用いるものとする。

(軽微な変更)

第10条 規則第5条第1項第1号の市長が認める軽微な変更は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の交付の目的の達成及び既に交付の決定を受けた事業計画に基づく補助対象事業の遂行に支障のない範囲の変更であること。
(2) 補助金の額に影響を及ぼさないものであること。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条第1項の別に定める期日は、規則第6条第1項の規定による通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

第12条 規則第12条の別に定める期日は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

- 2 規則第12条第1号の書類は、長崎市脱炭素先行地域づくり事業費収支計算書(第5号様式)とする。

3 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、別表第2のとおりとする。

(財産処分の制限)

第13条 規則第19条ただし書の市長が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）で定められた資産の耐用年数とする。

2 規則第19条第2号及び第3号の別に定めるものは、省令に定められた資産とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和6年11月21日）

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(令和10年度の補助金に係る申請期限の特例)

2 令和10年度の補助金に係る補助金の交付の申請の期日は、第7条第2項中「3月末日」とあるのは、「12月末日」とする。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則（令和7年4月2日）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第7条関係）

区分	添付書類
共通	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象者が法人の場合にあっては、登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）の写し (2) 2者以上の見積書、内訳書等の補助対象経費が確認できる書類 (3) CO₂削減効果の算定根拠資料。ただし、本補助対象事業の同一申請により、蓄電池を太陽光発電設備と合わせて導入する場合、この限りでない。 (4) 補助対象事業の実施期間を把握できる予定工程表（補助対象設備の整備に係る工事期間、導入時期が判別できるものであること。） (5) 補助対象設備を設置する建築物に係る登記事項証明書の写し（所在欄等の記載事項と当該施設の所在表示が異なる場合にあっては、同一の施設であることを示す書類を添付すること。） (6) 暴力団等の排除に関する誓約書（個人用）（第6号様式）又は暴力団等の排除に関する誓約書（事業所用）（第7号様式） (7) その他市長が必要と認める書類
既存住宅断熱改修	<ul style="list-style-type: none"> (1) 関係図面（平面図、立面図、工事計画図面、面積計算表等をいう。）又はこれに代わるもの (2) 使用材料が指定の使用又は性能を備えることがわかる書類 (3) 工事前の住宅の全景及び改修箇所に係る写真
太陽光発電設備、蓄電池、高効率空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象設備の仕様書又はカタログ (2) 補助対象設備の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等をいい、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できるものであること。） (3) 蓄電池の場合は、蓄電池のパッケージ型番が、国が実施する補助対象事業における補助対象システムとして、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）に登録されていることが分かる書類 (4) 高効率照明機器の場合は、次のいずれかの機能を有するLEDであることが分かる書類 <ul style="list-style-type: none"> ア スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御するものをいう。） イ 明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御するものをいう。） ウ 在／不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御するものをいう。） (5) 高効率空調機器、高効率給湯器の場合は、撤去設備の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの及び撤去前の写真（仕様書又はカタログ等に記載された設備と同一の設備であ

	<p>るかを銘板等の写真を用いて確認できるものであること。)</p> <p>(6) P P Aの場合、サービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類</p> <p>(7) リース契約の場合、リース料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類</p>
--	---

別表第2（第12条関係）

区分	添付書類
共通	(1) 契約書等の写し (2) 補助対象事業に係る支出を証する書類の写し (3) 補助対象事業に係る経費の内訳が分かる書類 (4) 補助対象設備に係る使用電力を再生可能エネルギーによって発電された電力にて賄った場合、それを証する書類（契約した小売電気事業者名、プラン名、契約日等が確認できること。） (5) その他市長が必要と認める書類
太陽光発電設備	(1) 導入設備の次に掲げる部分の写真（(3)に掲げる書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できるものであること。） ア 全ての太陽電池モジュール イ パワーコンディショナ (2) 導入設備の実際の設計図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類に限る。）又はこれに代わるもの (3) 太陽電池モジュールの公称最大出力及びパワーコンディショナの定格出力が分かる書類の写し（メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書及びカタログ等をいう。）
蓄電池	(1) 導入設備の次に掲げる部分の写真（(3)に掲げる書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できるものであること。） ア 蓄電池本体 イ パワーコンディショナ ウ 蓄電システム付帯のDC/DCコンバータ (2) 導入設備の実際の設計図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類に限る。）又はこれに代わるもの (3) 蓄電池の蓄電容量及びパワーコンディショナの定格出力が分かる書類の写し（メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書及びカタログ等をいう。）
既存住宅断熱改修	(1) 工事内容を証明する書類（使用した材料のメーカーや代理店等が発行した出荷証明書又は納品書の写し等をいう。） (2) 補助事業の実施状況を示す書類 (3) 補助事業者が買取再販事業者等であって、補助事業を実施した住宅を住宅購入者に販売する場合、本要綱による補助金相当分が住宅購入者に還元されたことが分かる書類
高効率空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器	(1) 導入設備の設置後の写真（(3)に掲げる書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できるものであること。） (2) 導入設備の実際の設計図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の

	設備が判別できる書類に限る。) 又はこれに代わるもの (3) 補助対象設備の能力が分かる書類の写し (メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書及びカタログ等をいう。)
--	--

第1号様式（第7条関係）

長崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

氏名

電話番号

（事業所の場合は、事業所名及び代表者名）

長崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により次のとおり申請します。

なお、補助金の交付要件を審査するため、市長が必要な住民基本台帳情報の確認、市税滞納の調査を行うことについて同意します。

補助事業の名称	
設備の設置箇所	
設備の区分	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 既存住宅断熱改修 <input type="checkbox"/> 高効率空調設備 <input type="checkbox"/> 高効率照明機器 <input type="checkbox"/> 高効率給湯器
設備の導入完了（予定）日	
経費所要額	
補助申請額	
添付書類	

長崎市脱炭素先行地域づくり事業計画書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

氏名

電話番号

（事業所の場合は、事業所名及び代表者名）

1 補助対象事業の概要

導入予定の補助対象設備	導入手法
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 電力販売 <input type="checkbox"/> リース
<input type="checkbox"/> 蓄電池	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 電力販売 <input type="checkbox"/> リース
<input type="checkbox"/> 既存住宅断熱改修	<input type="checkbox"/> 購入（改修）
<input type="checkbox"/> 高効率空調設備	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース
<input type="checkbox"/> 高効率照明機器	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース
<input type="checkbox"/> 高効率給湯器	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース

2 補助対象経費等の概要

事業全体	
A 補助対象経費の合計	円（税抜）
B 活用予定の他補助金の合計	円（税抜）
C 交付申請額の合計	円（税抜）

補助金交付決定通知書

年 第 号
月 月 日

住所

氏名

様

長崎市長

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、長崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

交付決定金額	円
設備の設置箇所	
設備の設置区分	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 既存住宅断熱改修 <input type="checkbox"/> 高効率空調設備 <input type="checkbox"/> 高効率照明機器 <input type="checkbox"/> 高効率給湯器
設備の設置完了(予定)日	年 月 日
交付条件	

第4号様式（第9条関係）

補助金不交付決定通知書

年 第 号
月 月 日

住所

氏名

様

長崎市長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、長崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

不 交 付 の 理 由	
-------------	--

長崎市脱炭素先行地域づくり事業収支計算書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

氏名

電話番号

1 収入の部

（単位：円）

区 分	決算額	備 考
① 補助金		
② 自己資金		
③ その他		
合 計		

2 支出の部

（単位：円）

区 分	決算額	備 考
合 計		

暴力団等の排除に関する誓約書（個人用）

年 月 日

（あて先）長崎市長

私は、 年度長崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

この誓約事項に反した場合、補助金等の交付の決定の取消し及び返還に異議なく応じます。

また、市が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

1 私は、次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものではありません

- (1) 暴力団（長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 暴力団関係者（同条例第12条に規定する暴力団関係者をいう。）

2 私は、補助対象事業を行うに当たり、1の(1)から(3)までに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

氏 名	フリガナ	生年月日	住 所

年 月 日

（あて先）長崎市長

所在地
法人名（商号）
役職・代表者名

暴力団等の排除に関する誓約書（事業者用）

私は、 年度長崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

この誓約事項に反した場合、補助金等の交付の決定の取消し及び返還に異議なく応じます。

また、市が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

1 自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）

ウ 暴力団関係者（同条例第12条に規定する暴力団関係者をいう。）

2 補助事業等を行うに当たり、上記アからウまでに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

氏 名	フリガナ	生年月日	住 所